



Q 亡父から受けた金銭的な援助は、 相続に何か影響がありますか？



A その援助が「特別受益」に当たる場合は、援助分は 相続財産に加わり、各相続人の相続分が決まります。

「特別受益」とは、相続人の中に被相続人から遺贈や生前贈与によって特別の利益を受けた者がいる場合のその利益のことをいいます。

特別受益を考慮せずに相続財産を法定相続分で分割してしまうと、特別受益を受けた相続人と受けていない相続人との間に不公平が生じてしまいます。これを是正する趣旨で、特別受益を相続財産に合算した上で各相続人の相続分を決めなければならないと民法で定められています。(これを「特別受益の持ち戻し」といいます。)

では、「どんなものが特別受益に当たるのか。」ということが問題になります。ポイントは、①誰から②誰に③何を、です。①は被相続人から、②は相

続人に、です。もし、ご相談者が被相続人の子であっても、相続放棄をされていたなら、初めから相続人でなかったと扱われるので対象外です。③の何を、ですが、これは「婚姻・養子縁組のための贈与」「生計の基本のための贈与」の二つに限定して定められています。例えば、前者には、婚姻の際の多額の持参金や住宅購入資金等があります。また、後者には、家業を継ぐ子への事業用資産の贈与等があります。

なお、親族間では「扶養の義務」があります。未成年の子に対してだけでなく、子が成人している場合でも、親が子を扶養する必要がある状態にあり、親もそれが可能な場合には、扶養義務が認められ「扶養料の支払い」と

みなされれば、金銭的援助があっても特別受益に当たらないこともあります。また、特別受益に当たる贈与であっても黙示による持ち戻し免除の意思表示が認定されれば特別受益になりません。

特別受益に関しては、一般に確立された判定の基準がありませんので、具体的事情を斟酌して判定することが多いです。特別受益としていくら持ち戻すべきなのか等、判断に迷う場合も多くあり、トラブルに発展する可能性があります。早めに、専門家に相談されることをお勧めします。

(行政書士 半田 直子)



定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい！



ご予約、ご質問、お気軽にお近くの行政書士事務所へお電話ください。

野田市山崎
行政書士 飯田法務経営事務所
行政書士 **飯田 利治**
〒278-0022
野田市山崎 2635-7
H・MレジデンスA棟 315
電話：050-3748-0168
FAX：050-3588-8039
<https://tiida168.jimdofree.com>

松戸市大谷口
行政書士半田事務所
行政書士 **半田 直子**
〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409
電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088
<https://handa-office.jimdofree.com>

松戸市馬橋
たかた行政書士事務所
行政書士 **高田 哲朗**
〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305
電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090
<https://office-takata.jp>

Q 税金が来ない小さな農地を相続するのに何か注意することがあるでしょうか？



A 法務局での所有権移転の相続登記だけでなく、地元の農業委員会への届出も必要になります。

農地を相続されたのですね。課税評価額が30万円以下の場合には非課税になりますので、遠方の土地の場合には、固定資産税の通知書が送られてきませんので、土地の存在すら知らないというケースもあります。相続時の財産調査の際には、他にもそうした土地がないか、地元市町村で名寄帳を取得して調べておくことをお勧めします。

農地の相続も、法務局で所有権移転登記が必要になります。登記だけは司法書士の業務となります。

相続登記に必要な書類は、①亡くなられた方の出生から死亡までの全ての戸籍(戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍) ②亡くなられた方の住民票の除票また

は戸籍の附票③相続人全員の戸籍謄本 ④新しく名義人になれる相続人の住民票⑤名義変更する年度の固定資産評価証明書、これらの①から④は「法定相続情報一覧図」で済ますこともできます。その他にも法定相続分以外で名義変更するには、遺言書(検認済みの自筆証書遺言あるいは公正証書遺言)、なければ遺産分割協議書と印鑑証明書を用意することになります。

忘れてはいけないのは、相続登記後に農業委員会への届出です。

相続等により農地の権利を取得した者は、農業委員会に届出が必要になるからです。農地法第3条の3の規定による届出書(農地の相続等の届出書)

といいます。届出をしなかった場合や虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられる場合がありますので、注意が必要です。届出に必要な書類は①届出書②農地の権利を取得した状況を説明する書類(登記事項証明書、登記完了証等の写し)になります。

相続された農地を、売買・賃貸借・贈与などにより新たに所有権を移転する場合は、農地法の第3条許可として農業委員会または県知事の許可を得ることが必要となります。

相続に必要な書類の用意、取得、けっこう手間も時間もかかりますので、行政書士のサポートをご検討ください。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)

Q 大きな財産といえば家と土地だけで、子供3人の相続を円満にしたいのですが。



A 生前にお子様達と不動産の分割方法について話し合っておくことが望ましいです。

自分が亡くなった時の財産のほとんどが自宅の土地・建物になるので、3人のお子さんと争いが起こるのではと心配されているのです。

報道でも最近この話題を取り上げることが多いので、私達にも同様のご相談が増えています。

昭和22年以前の旧民法では、家督相続という制度があり、長男がその家を継ぐことが当然でした。

しかし、現在の民法では、平等相続を原則とした法定相続制度に変わり、故人の家族構成により相続人が決まります。つまり、配偶者や子供、両親や兄弟姉妹など以前とは比べものにならない範囲で相続権が発生するようになったのです。

また、相続人間の話し合がまとまらな

かった時の分割の目安として、法定相続分も定められました。

今回のご相談では、法定相続人が子供3人なので、法定相続分は3分の1ずつです。

皮肉なことに、この平等相続を原則としたことより相続人間での争いが起きるようになってしまいました。

特にご質問のような、主な相続財産が不動産のみとなりますと、平等に分割することが非常に困難です。

具体的に、一つの不動産を相続人3人で分割する場合の主な3つの方法と、それぞれのデメリットについて考えてみましょう。

一つ目は、「共有分割」です。法定相続分ずつ不動産を共有します。この場合、将来不動産を売却しづらくなる可能性が

あります。

二つ目は、「代償分割」です。不動産を相続した人が、他の相続人へ法定相続分の現金を渡します。この場合は、不動産を相続した人に資力がなければできません。

三つ目は、「換価分割」です。不動産を売却した後、その売却金を分けます。この場合には、その不動産に住んでいた人がいれば住居を失います。

この他相続人間の話し合いの内容で遺産を分割する方法や、遺言書で受取人を指定しておく方法も考えられます。

いずれにせよ、お早めに家族間での意見交換や、また行政書士などの専門家に相談してみるのも良いでしょう。

(行政書士兼FP 飯田 利治)